

神戸市雇用対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 昨今の非常に厳しい雇用情勢に鑑み、雇用対策に関する施策を全庁的に推進するため、神戸市雇用対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 雇用対策に関する総合的な企画及び調整。
- (2) 雇用対策に関する施策の進捗状況の把握。
- (3) その他雇用対策に係る施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、助役をもって充てる。
- 4 本部員は、収入役及び各局室区長をもって充てる。

(幹事会)

第4条 対策本部の下に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、産業振興局庶務課長をもって充てる。
- 4 幹事は、各局室区の庶務担当課長および各区まちづくり推進課長をもって充てる。
- 5 幹事は、対策本部の円滑な運営を図るため、本部員を補佐する。

(会議)

第5条 対策本部会議は、本部長が召集する。

- 2 幹事会は、幹事長が召集する。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、産業振興局庶務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成14年3月18日から施行する。